



古町みなと住宅



住環境政策課

1-1 市営住宅管理戸数及び建設状況

住表-1-1

管理戸数(各年4月1日現在)

(単位:戸)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
公 営 住 宅	4,859	4,844	4,813	4,849	4,805	4,800	4,743	4,824	5,443	5,442	5,390	5,374	5,409	5,365	5,365	5,365	5,364
改 良 住 宅	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768
第 3 種	36	35	35	35	35	34	34	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32
特 定 公 共 賃 貸 住 宅	4																
住 宅 計	5,667	5,647	5,616	5,652	5,608	5,602	5,545	5,625	6,244	6,243	6,191	6,175	6,210	6,166	6,165	6,165	6,164
店 舗																	

建設着工戸数(各年度)

(単位:戸)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
公 営 住 宅		34	52	54	16	71	20				39						
改 良 住 宅																	
第 3 種																	
特 定 公 共 賃 貸 住 宅																	
住 宅 計		34	52	54	16	71	20				39						

1-2 市営住宅管理戸数(除却、新設年度別内訳)

住表-1-2

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		管理戸数 R6.4.1									
	管理戸数 H27.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H28.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H29.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H30.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 R2.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 R3.4.1	除却戸数	新設戸数		管理戸数 R4.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 R5.4.1	除却戸数	新設戸数			
公 営	4,824	4	623	5,443	1		5,442	52		5,390			5,390	4	39	5,425	60		5,365			5,365			5,365			5,364
改 良	768			768			768			768			768			768			768			768			768			768
第3種	33			33			33			33			33			33	1		32			32			32			32
特定公 共賃貸																												
合 計	5,625	4	623	6,244	1		6,243	52		6,191			6,191	4	39	6,226	60		6,166	1		6,165			6,165			6,164
		亀田東町 公営1戸	※4/1県営移管 沙見台 公営128戸		天神町 公営1戸									松浜町 公営4戸	古町みなと 公営39戸			松浜町 公営4戸			SH甲川町 第3種1戸							
		天神町 公営3戸	小針 公営18戸															目台山 公営40戸										
			小針西 公営36戸																									
			小針ヶ丘 公営18戸																									
			石山第1 公営140戸																									
			石山第2 公営210戸																									
			藤見町第1 C号棟 公営73戸																									

2 市営住宅構造別及び目的別管理戸数一覧表

住表-2

令和6年4月1日

区 分	構 造							特定目的(再掲)				その他(再掲)			
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	計	高齢者向	母子向	下肢障がい者向	視覚障がい者向	高齢者同居向	大家族向	視覚障がい者向	LSA用
公 営 住 宅	313	201	94		3,475	1,281	5,364	91	24	47	7	49	51	6	
改 良 住 宅					676	92	768								
第 3 種	21		10		1		32						1		
特 定 公 共 賃 貸 住 宅															
合 計	334	201	104		4,152	1,373	6,164	91	24	47	7	49	52	6	

○特定目的

高齢者向: 石山(10戸)・二葉町第2(4戸)・古町みなと(シルバーハウジング)(10戸)・シルバーハウジング早川町(32戸)・亀田向陽(シルバーハウジング)(24戸)
 ・小須戸大川前(シルバーハウジング)(11戸)

母子向: 宮浦(24戸)

下肢障がい者向: 藤見町第1(6戸)・藤見町第2(9戸)・中山(4戸)・川岸町(4戸)・関屋大川前(3戸)・窪田町(4戸)・古町みなと(2戸)・曾野木(7戸)・小須戸文京町(2戸)・新鯨潟(3戸)
 ・小針第2(3戸)

視覚障がい者向: 稲荷町(5戸)・曾野木(2戸)

○その他目的住宅

高齢者同居向: 大山台(5戸)・曾野木(44戸)

大家族向: 桃山町第1(1戸)・秋葉通(3戸)・藤見町第1(3戸)・船江町(6戸)・石山(13戸)・石山第1(4戸)・石山第2(22戸)

視覚障がい者向: 藤見町第2(1戸)・西湊町通1ノ町(1戸)・窪田町(2戸)・曾野木(2戸)

○入居申し込み窓口

母子向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課: 子育て家庭課) … 宮浦24戸

障がい者(下肢・視覚)向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課: 障がい福祉課) … 60戸(特目54戸・その他6戸)

○第3種住宅

大家族向1戸(中耐-桃山町第1)・巻12区住宅ほか31戸(旧巻町)

3 市営住宅構造別一覧表

住表-3

令和6年4月1日現在

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
北区	栄町																
	法花鳥屋					12	12										12
	松浜町	2				150	152	120		120							272
	(計)	2				162	164	120		120							284
東区	桃山町第1				216		216	134		134				1		1	351
	桃山町第2				48		48										48
	秋葉通				165		165	100		100							265
	藤見町第1				36	166	202										202
	藤見町第2				147		147										147
	新藤見				120		120										120
	中山				50		50	190		190							240
	物見山第1	14					14										14
	物見山第2	7					7										7
	船江町					102	102										102
	石山				188	260	448										448
	平和台		149				149										149
	松島				24		24	53		53							77
	新石山				408	241	649										649
	大山台				15		15										15
石山第1				140		140										140	
石山第2				210		210										210	
(計)	21	149			1,869	667	2,706	477		477				1	1	3,184	
中央区	川岸町				24		24										24
	日和山							79		79							79
	関屋大川前					75	75										75
	稲荷町					127	127										127
	二葉町				23		23										23
	二葉町第2				24		24										24
	西湊町通1ノ町					14	14		44	44							58
	西湊町通2ノ町								48	48							48
	窪田町				39		39										39
	古町みなど				39		39										39
	シルバーバウリング早川町						36	36									36
	汐見台		52	24		52	128										128
	宮浦					61	61										61
明石					49	49										49	
(計)		52	24		201	362	639	79	92	171						810	
江南区	曾野木				799	152	951										951
	亀田東町	3					3										3
	亀田向陽					71	71										71
	亀田大月				36		36										36
	(計)	3				835	223	1061									1061

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
秋葉区	新津新栄町	24				104	128										128
	新金沢町	58					58										58
	新津田島	38					38										38
	中新田					27	27										27
	西島	26					26										26
	小須戸文京町	70		35			105										105
	小須戸本町					12	12										12
	小須戸大川前					17	17										17
(計)	216		35		160		411										411
南区	新鯉潟	48		27			75										75
	(計)	48		27			75										75
西区	寺尾第3			8			8										8
	大野藤山					53	53										53
	内野駅前						29										29
	小針第1					54	54										54
	小針第2					69	69										69
	小針					18	18										18
	小針ヶ丘					18	18										18
	小針西					36	36										36
(計)			8		248	29	285										285
西蒲区	巻12区											2				2	2
	巻13区第1											4				4	4
	巻13区第2												4			4	4
	巻13区第3											3	6			9	9
	赤鐘											5				5	5
	天神町	11					11										11
	前田											7				7	7
	巻1区	12					12										12
(計)	23						23				21	10			31	54	
総計	313	201	94		3,475	1,281	5,364	676	92	768		21	10	1	32	6,164	

4 令和5年度主要事業実績

住表-4

事業名	事業の概要	備 考
1 市営住宅ストック改善事業	外壁などの計画的な大規模改修により、既存市営住宅ストックの有効活用を図り、安心安全で良好な住環境の整備を進めます。	外壁改修工事 5団地6棟 屋上防水改修工事 4団地4棟 受水槽設備改修工事 1団地1棟
2 健康すまいリフォーム助成事業	健康で幸せに暮らせる住環境整備を促進するため、既存住宅のバリアフリー化・子育て対応リフォーム・温熱環境改善リフォーム及びそれに併せて住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。	(1)対象工事 ①基本工事：下記のi) ii) iii)のいずれかが必須 i) 既存住宅又はその敷地において行うバリアフリーリフォーム工事:1,288件 ii) 子ども部屋の増築・改修工事又は子どもの事故防止工事:97件 iii) 既存住宅の温熱環境を改善するための工事:1,217件 ※基本工事数(計2,602件)は、複数選択が可能のため申請件数(1,624件)とは一致しない ②プラス工事:基本工事と併せて行う居住環境・住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事 ※市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に発注すること (2)補助率・額 対象経費の1/10 基本工事を1種類のみ行う場合 上限5万円 基本工事を2種類以上行う場合 上限10万円
3 空き家活用推進事業	空き家の利活用の促進を図るため、住み替え世帯に対する空き家の購入費や未接道の空き家の購入・除却費の一部を補助するほか、県外からの移住世帯に対する空き家の購入費やリフォーム費の一部を補助します。 ※令和5年度は、子育て世帯の住み替えと県外からの移住世帯に対する補助を拡充して実施しました。	(1)対象となる空き家活用、補助率・額 ①福祉活動活用タイプ:2件 ・リフォーム 補助率 1/3 補助上限額 100万円 (※耐震改修を併せて行う場合は+100万円) ②地域活動活用タイプ:1件 ・リフォーム 補助率 1/3 補助上限額 100万円 (※耐震改修を併せて行う場合は+100万円) ・除却 補助率 1/3 補助上限額 50万円 ③移住定住活用タイプ:6件 ・購入(空き家)とリフォームのいずれか 補助率 1/2 補助上限額 75万円 ※R6年度は、補助率 1/2 補助上限額 100万円 ・購入(空き家)+リフォーム 補助率 1/2 補助上限額 150万円 ※R6年度は、補助率 1/2 補助上限額 200万円 ④流通促進活用タイプ:45件 ・購入(空き家) 補助率 1/3 補助上限額 30万円 子育て世帯の場合は 補助率 1/2 補助上限額 45万円 ※R6年度は、子育て世帯の場合 購入 補助率 1/2 補助上限額 100万円 リフォーム 補助率 1/2 補助上限額 25万円 ・購入(未接道地)+除却(空き家) 補助率 1/3 補助上限額 50万円

建築行政課



1 確認申請

建行表-1

確認申請類別件数 (単位: 件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建築物	4,051	3,691	4,016	3,516	3,163
工作物	93	78	61	64	65
建築設備	90	58	79	71	74
計	4,234	3,827	4,156	3,651	3,302

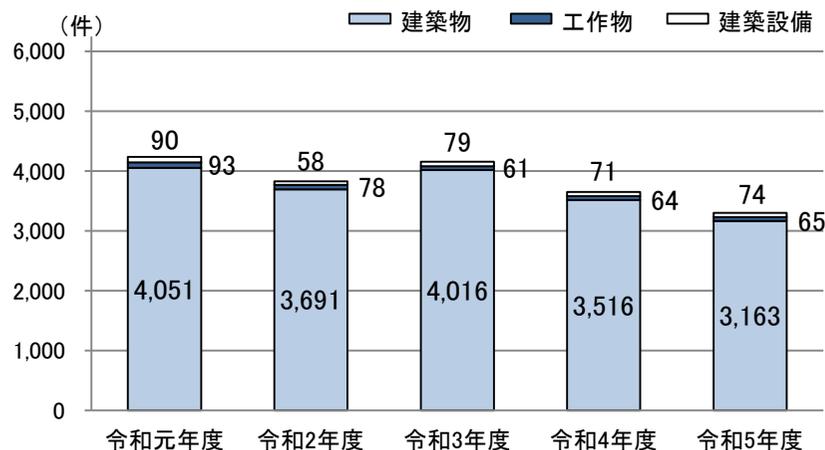
計画通知を除く

工作物: 建築基準法第88条の煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の工作物

建築設備: 建築基準法第87条の2第1項の昇降機及び建築設備

※昇降機及び建築設備は1基を1件とする。

確認申請類別件数グラフ

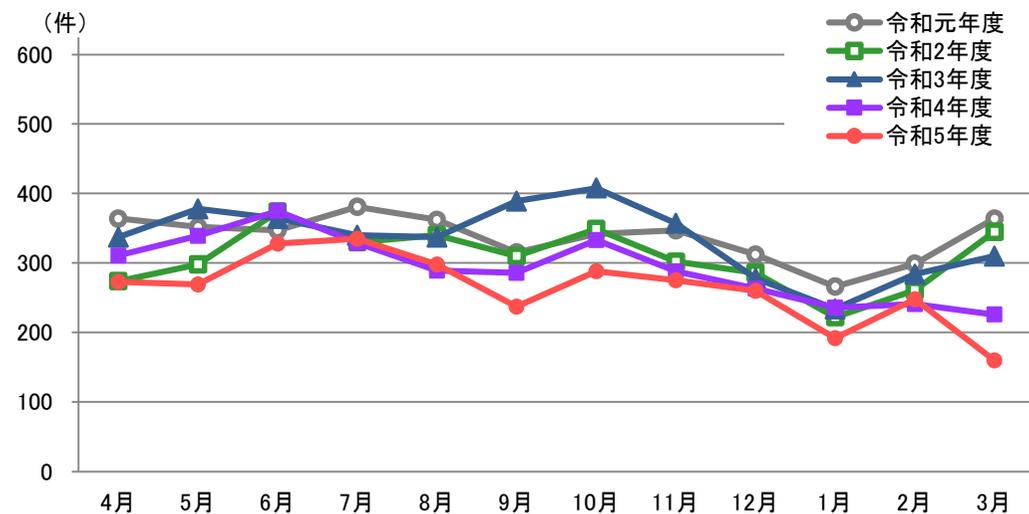


建行表-2

月別確認件数(建築物) (単位: 件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	364	274	337	311	273
5月	352	298	378	339	269
6月	347	374	364	375	328
7月	381	330	340	329	335
8月	362	340	337	289	298
9月	315	310	389	286	237
10月	342	349	408	333	288
11月	347	302	357	288	275
12月	312	286	278	263	260
1月	266	222	234	236	192
2月	299	261	284	241	248
3月	364	345	310	226	160
合計	4,051	3,691	4,016	3,516	3,163

月別確認件数グラフ(建築物)



建行表-3

法区分別月別確認件数

(単位:件)

	1号建築物			2号建築物			3号建築物			4号建築物		
	200㎡超の特殊建築物			木造の建築物で 3階建て以上または500㎡超など			木造以外の建築物で 2階建て以上または200㎡超			1~3号以外		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	17	6	4	2	2	3	21	28	19	297	275	247
5月	15	12	13	6	4	3	25	23	22	332	300	231
6月	10	12	10	1	4	4	28	30	20	325	329	294
7月	4	20	21	0	1	2	20	25	19	316	283	293
8月	9	14	13	4	6	3	16	12	11	308	257	271
9月	19	15	11	3	2	5	37	16	14	330	253	207
10月	11	26	7	2	3	4	23	9	27	372	295	250
11月	7	7	4	5	0	6	26	20	14	319	261	251
12月	13	9	3	1	6	2	9	21	15	255	227	240
1月	7	9	4	3	5	1	15	17	15	209	205	172
2月	8	13	8	2	1	1	18	9	13	256	218	226
3月	18	16	1	3	2	4	16	19	6	273	189	149
合計	138	159	99	32	36	38	254	229	195	3,592	3,092	2,831

建行表-4

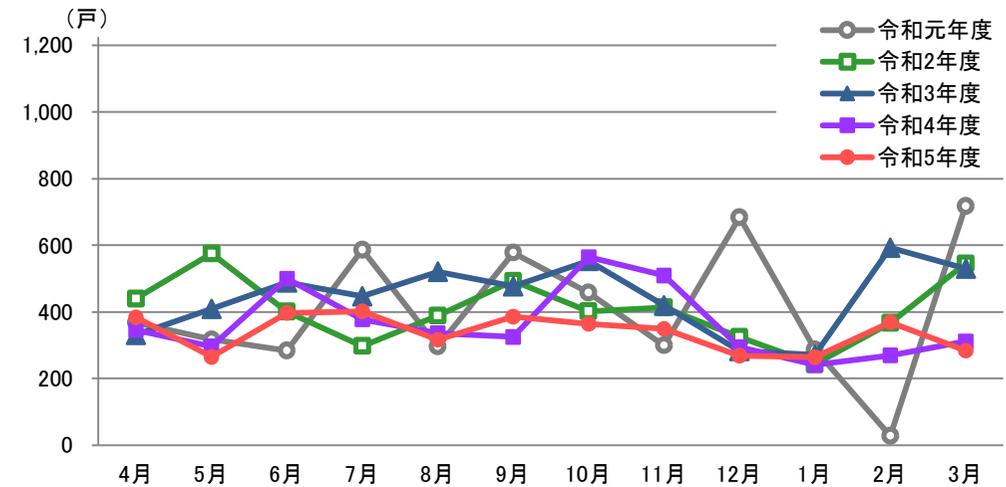
月別新設住宅着工戸数

(単位:戸)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	368	440	331	345	384
5月	317	575	409	297	265
6月	284	401	489	500	397
7月	587	298	447	377	402
8月	296	389	521	336	316
9月	578	493	477	325	386
10月	458	402	553	565	364
11月	300	413	419	509	349
12月	684	324	283	294	269
1月	287	243	271	241	264
2月	28	367	593	270	369
3月	718	545	530	312	284
合計	4,905	4,890	5,323	4,371	4,049

出典:新潟県建築統計月報

月別新設住宅着工戸数グラフ



2 建築関係法令に係る届出等

① 長期優良住宅の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度です。

② 建築物省エネ法の認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づき、省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築・増改築等を対象として、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、性能向上計画認定を受けることができます。認定を受けると容積率特例等のメリットがあります。

③ 建築物省エネ法の届出（令和2年度まで）

建築物省エネ法に基づき、床面積が300㎡以上の建築物（住宅を含む）の新築・増改築を行う場合に届出が必要です。また、非住宅部分の床面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、適合性判定を受ける必要があります。

④ 建築物省エネ法の届出（令和3年度以降）

建築物省エネ法に基づき、床面積が300㎡以上の建築物（住宅を含む）の新築・増改築を行う場合に届出が必要です。また、非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、適合性判定を受ける必要があります。

建行表-5

建築関係法令に係る届出等の件数

（単位：件）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期優良住宅の認定		751	656	786	733	718
省エネルギー法の届出	第1種					
	第2種					
	計					
建築物省エネ法の認定		8	14	107	10	22
建築物省エネ法の適合性判定・届出	適判	3	1	1	1	1
	届出	177	156	94	78	57
	計	180	157	95	79	58
低炭素建築物の認定		61	62	107	71	14
CASBEE新潟の届出		22	23	27	31	23
福祉のまちづくり条例事前協議		87	85	72	69	54
バリアフリー法に基づく認定		1	0	0	0	1
建設リサイクル法	届出	2,141	2,018	2,085	1,981	2,044
	通知	669	661	655	639	619
中高層建築物の届出		29	40	22	19	16
共同住宅の届出		39	43	44	41	33

⑤ 低炭素建築物の認定

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内にある建築物を低炭素建築物として認定する制度です。

⑥ CASBEE新潟（新潟市建築環境総合性能評価制度）の届出

新築・増築・改築する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築する際に、建築主が環境性能を自己評価し、建築物環境配慮計画書として提出する必要があります。

⑦ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議

新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、特定公共的施設（多数の人が利用する施設で一定規模を超えるもの）を新設する場合には、事前協議を行う必要があります。

⑧ バリアフリー法に基づく認定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、特定建築物（多数の人が利用する建築物）の建築等及び維持保全計画を認定する制度です。

⑨ 建設リサイクル法の届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、対象となる建設工事の発注者及び自主施工者が行う分別解体等の計画等に関する届出です。

⑩ 中高層建築物の届出

中高層建築物の建築に伴う紛争等を予防し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づき、一定の高さ（建築物の高さが10mもしくは15m）を超える建築物を建築する場合に建築主等が行う届出です。

⑪ 共同住宅の届出

共同住宅の建築に伴う紛争等を未然に防止し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱に基づき、住戸の数が10戸以上の共同住宅を建築する場合、同一建築主又は所有者が一連の土地に2以上の共同住宅を建築する場合でその住戸の合計数が10戸以上となる場合に建築主等が行う届出です。

3 住宅・建築物耐震改修等補助制度

昭和56年以前に建築された住宅・建築物の耐震改修等に要した費用の一部を補助します。

建行表-6
制度概要

区分		補助額	
木造 戸建住宅	耐震診断	280㎡以下	無料 ^{※2}
		280㎡超～350㎡以下	46,200円 ^{※2}
		350㎡超～420㎡以下	55,000円 ^{※2}
		420㎡超～500㎡以下	62,700円 ^{※2}
	耐震設計	費用の1/2以内かつ10万円を限度	
	耐震改修工事	高齢者等世帯 ^{※1}	費用の2/3以内かつ150万円を限度
		上記以外の世帯	費用の2/3以内かつ120万円を限度
	段階的 耐震改修工事	高齢者等世帯 ^{※1}	費用の2/3以内かつ①90万円②60万円を限度 ^{※3}
		上記以外	費用の2/3以内かつ①70万円②50万円を限度 ^{※3}
	耐震改修促進リフォーム工事 ^{※4}	費用の1/2以内かつ20万円を限度	
耐震シェルター・防災ベッド設置 ^{※1}	費用の1/2以内かつ30万円を限度		
家具転倒防止工事 ^{※1,5}	4,000円～7,000円		
マンション	耐震診断	予備診断	費用の2/3以内かつ1棟あたり14万円を限度
		本診断	費用の2/3以内かつ1戸あたり3万円 (1棟あたり150万円)を限度
	耐震設計	費用の2/3以内	
	耐震改修工事	費用(50,200円/㎡限度)×1/3以内かつ1戸あたり50万円	
特定建築物	耐震診断	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震設計	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震改修工事	費用の23%以内(上限額あり)	
緊急輸送 道路沿道 建築物	耐震診断	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震設計	費用の2/3以内(上限額あり)	
	耐震改修工事・除却工事	費用の2/3以内(上限額あり)	
被災ブロック塀等撤去工事		撤去費用等の2/3以内かつ20万円を限度	

- ※1) 高齢者等世帯: 高齢者のみの世帯・障がい者等居住世帯
 高齢者: 65歳以上の方
 障がい者等: 要介護認定者、要支援認定者、身体障害者手帳(1級・2級)交付者、療育手帳A交付者
- ※2) 自己負担額
- ※3) ①は段階的耐震改修工事の第1段階、②は第2段階を示す
- ※4) 市の制度を利用した耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター・防災ベッド設置と同時に行うものとする
- ※5) 住宅の築年・構造・規模等の要件なし

建行表-7
補助件数の推移

(単位: 件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
木造 戸建住宅	耐震診断	72	78	70	98	108
	耐震設計	13	9	16	9	12
	耐震改修工事	4	10	7	10	8
	段階的耐震改修工事	0	1	1	0	0
	耐震改修促進リフォーム工事	4	11	8	10	8
	耐震シェルター・防災ベッド設置	0	0	0	0	0
	家具転倒防止工事	1	1	1	0	0
マンション	耐震診断	予備診断	0	0	0	0
		本診断	0	0	0	1
	耐震改修工事	0	0	0	0	0
特定建築物	耐震診断	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
	耐震設計	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
	耐震改修工事	幼稚園・保育所	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	1	1	0	0
	除却工事	緊急輸送道路沿道建築物				
	危険ブロック塀等撤去工事		133	96	110	130
被災ブロック塀等撤去工事(受付期間R6.2.13～3.31)		—	—	—	—	227

4 道路位置の指定

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法または土地区画整理法等によらないで築造する道について、特定行政庁（市長）からその位置の指定を受ける手続きです。

建行表-9

道路位置指定状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幅員4m以上～5m未満	本数(本)	1	4	6	3	4
	延長(m)	26.91	100.33	111.83	108.12	79.36
幅員5m以上～6m未満	本数(本)	7	6	7	2	8
	延長(m)	195.08	186.76	205.43	51.16	245.57
幅員6m以上	本数(本)	1	5	2	3	5
	延長(m)	42.6	184.03	35.70	76.33	99.31
計	本数(本)	9	15	15	8	17
	延長(m)	264.59	471.12	352.96	235.61	424.24

5 建築協定制度

建築協定制度は、建築基準法の規定に基づき、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合、一定の区域を定め、建築物の敷地、構造、用途などの基準について協定を締結することができる制度です。

建行表-10

建築協定区域

令和6年4月1日時点

協定名称	目的	地名地番	協定区域の面積(m ²)	認可年月日	有効期間
石山団地商店街建築協定	商店街としての利便を高度に維持増進すること	東区石山団地666番3の一部	3,318	平成2年8月18日	10年間(自動更新)
小針川原地区建築協定	住宅地として良好な環境の維持、増進に資すること	西区小針1丁目242 外	26,277	平成12年7月13日	10年間(自動更新)
三菱瓦斯化学建築協定	工業用地としての利便を増進するとともに、隣接する住宅地との環境の維持保全を図ること	北区太夫浜字上浜山1382番地	178,784	平成29年6月23日	10年間(自動更新)
ルナグランデ新潟南建築協定	良好な居住環境の維持増進	江南区亀田大月3丁目1909番4 外	7,906	平成19年7月27日	10年間(自動更新)
サンクレーク新潟建築協定	良好な居住環境の維持増進	北区高森新田字三反割67番・67番1・80番1・90番	18,491	平成20年4月28日	10年間(自動更新)
古町通5番町地区まちなか再生建築物等整備事業の空地等に係る建築協定	良好な都市環境の維持増進	中央区古町通5番町612番他11筆、西堀前通5番町751番他11筆	3,109	平成25年3月29日	30年間
西野中野山建築協定	環境に配慮した都市環境の形成・保全すること	東区若葉町1丁目101-1他204筆、若葉町2丁目201-1他132筆	107,159	平成27年3月23日	10年間
Dia Land建築協定	良好な居住環境の維持増進	中央区上所3丁目354番48 外99筆	27,661	令和3年10月11日	10年間(自動更新)
野きろの杜建築協定	良好な居住環境の維持増進	新潟市西蒲区和納字童子1358番2 ほか118筆	14,580	令和5年11月6日	10年間(自動更新)



改修前



改修後

亀田総合体育館プール室特定天井・床改修工事



改修前



改修後

木場保育園屋上防水・外壁改修工事

建築保全課

1. 公共建築物保全適正化推進事業

市有施設の総延床面積は約270万㎡あり、その多くは昭和50年代に整備されたものです。そのため、建築後30年以上経過する施設の増大により、今後、改修・改築に係る多額の費用負担が見込まれます。

これに対応するため本市では、施設の長寿命化に向けた具体的な取組みを定めた「公共建築物長寿命化指針」に基づき、計画的な保全を進めています。

また、市有施設のうち学校や市営住宅などを除く施設については、「公共建築物保全適正化推進事業」として一元化した予算により、計画的かつ効率的な保全工事を実施することで施設の長寿命化を推進しています。

事業実施状況

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工事	10施設 (17部位)	20施設 (28部位)	80施設 (108部位)	32施設 (40部位)	21施設 (28部位)	19施設 (38部位)	56施設 (77部位)	58施設 (91部位)	35施設 (54部位)

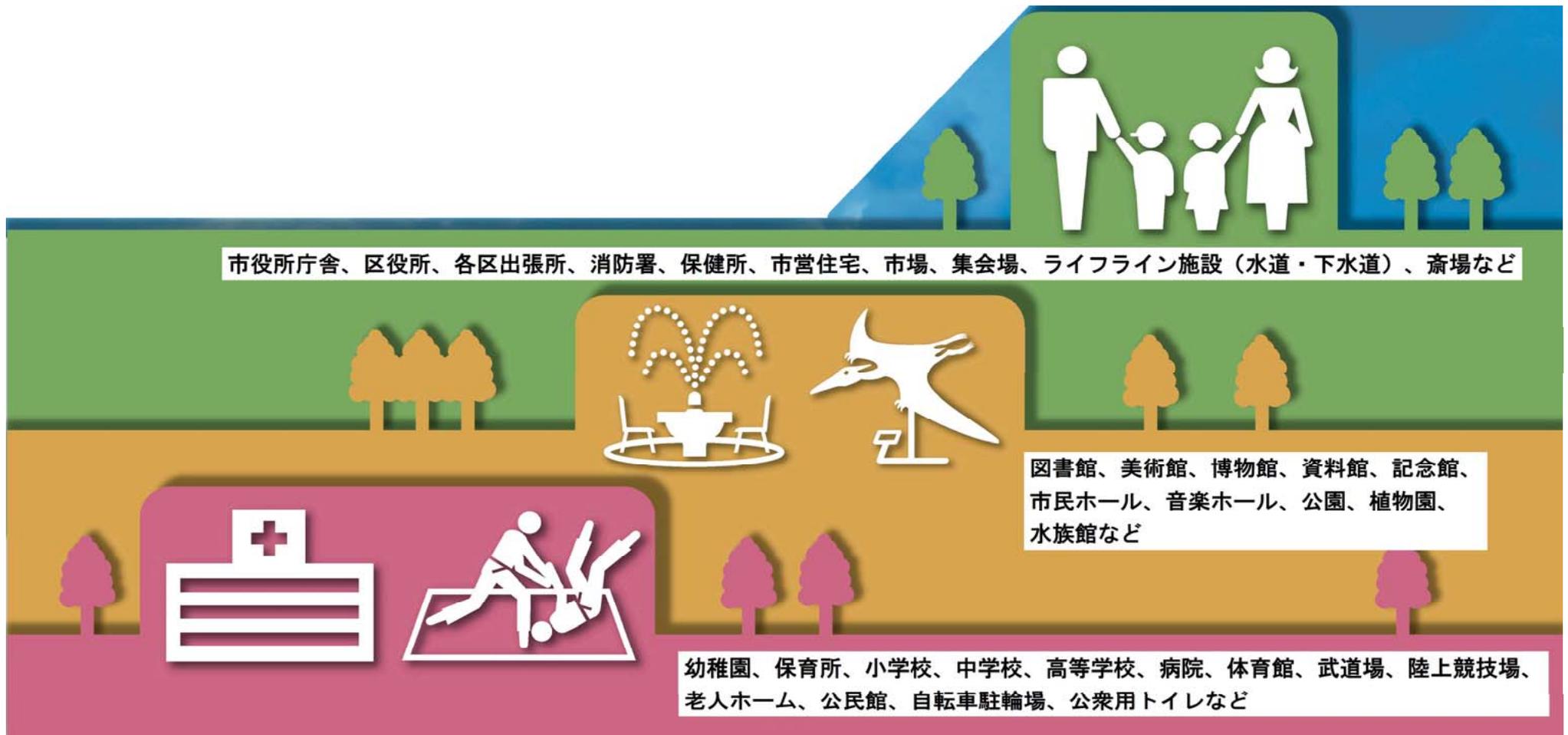
2. 公共建築物特定天井安全対策事業

特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある大規模空間の天井）を有する施設において、大規模な地震時に天井等の落下を防止することにより避難体制の確保と施設の機能維持を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

事業実施状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工法検討	2施設 (2室)	11施設 (13室)	4施設 (8室)	7施設 (10室)	—	2施設 (2室)	3施設 (8室)	1施設 (3室)
実施設計		6施設 (8室)	6施設 (6室)	5施設 (8室)	4施設 (4室)	4施設 (7室)	2施設 (2室)	2施設 (2室)
工事	—	2施設 (2室)	6施設 (8室)	5施設 (5室)	6施設 (9室)	4施設 (4室)	3施設 (4室)	3施設 (5室)

公共建築課



3. 受託事業（公共建築課）

令和6年度 主な受託工事概要

施設区分及び施設名	工事内容	備考	施設区分及び施設名	工事内容	備考
〈一般行政施設等〉					
新潟市美術館	大規模改修	令和6年度は分館が対象	食肉センター	冷凍冷蔵設備改修	
新潟市音楽文化会館	大規模改修 舞台機構		新・真砂ひまわり第1・第3	新築	
旧市役所分館・渡り廊下	解体		(公営住宅) 船江町住宅5号棟	外壁・屋上防水改修	
市民病院	手術室改修 特定天井改修 エレベーター改修		〈消防施設〉 秋葉消防署	大規模改修	
新潟駅万代広場シェルター	新築		※令和6年度は、災害対応を最優先とするため、受託工事は限定的となる		
東6区児童遊園地トイレ	改築				
中央卸売市場青果棟	屋上防水改修				
旧大畑少年センター	解体				
新崎駅北口エレベーター	新設				

